

**令和6年度**

**第4回**

**松伏町廃棄物減量等推進審議会**

**会議録**

**日時：令和7年1月29日（水）午後3時00分から**

**場所：松伏町役場 第二庁舎 3階 301会議室**

## 会 議 録

会議の名称	令和6年度 第4回 松伏町廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和7年1月29日(水) 午後3時00分から午後4時15分まで
開催場所	松伏町役場 第二庁舎 3階 301会議室
出席委員氏名	大塚会長、中山副会長、今井委員、河田委員、 横内委員、前田委員、石川委員、佐藤委員、 鈴木委員、小島委員
欠席委員氏名	欠席者なし
事務局等	環境経済課 課長 後藤 秀徳 環境経済課 主査 小沢 輝彦 環境経済課 主任 松土 千麿
次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議題 (1) 令和7年度に向けた取り組みについて (2) その他 4 閉 会
配布資料	・ 松伏町ごみ収集カレンダー(案)・・・別添1 ・ 一般廃棄物処理実施計画(素案)・・・別添2 ・ 株式会社ジモティーとの連携協定について・・・別添3
傍聴人	2名
会議録作成者	環境経済課 生活環境担当 主任 松土 千麿

### 協議または調整の要旨

議事	発言者	発言内容・決定事項
1 開会	事務局	会議の開会を宣言
2 あいさつ	大塚会長	会長のあいさつ
3 会議成立の報告	事務局	出席委員10名、欠席委員0名であり、出席委員が過半数を超えているため、会議が成立しています。  議事進行は会長にお願いします。

<p>4 傍聴対応</p>	<p>大塚会長</p>	<p>本日は当審議会への傍聴希望者がいると伺っております。</p> <p>審議会は原則公開することとなっていることから、傍聴を許可したいと思いますがいよろしいでしょうか。</p> <p>(了承する声あり)</p> <p>では、傍聴を許可したいと思います。事務局は傍聴人を入室させてください。</p> <p>(傍聴人 2名 入室する)</p>
<p>5 議事 (1) 令和7年度に向けた取り組みについて</p>	<p>大塚会長  事務局</p>	<p>議事(1) 令和7年度に向けた取り組みについて、事務局より説明をお願いします。</p> <p>令和7年度に向けた取り組みについて、ご説明いたします。</p> <p>今回は「松伏町ごみ収集カレンダー(案)」「一般廃棄物処理実施計画(素案)」についてご協議いただければと思いますが、その前に、「カン」・「ビン」の指定袋廃止後の『袋の色』と、『ペットボトル収集』についてご報告がございます。</p> <p>まず、「カン」・「ビン」の指定袋廃止後の『袋の色』について、前回審議会で「半透明」の周知方法が難しいため「透明」とすることとなった、とお伝えしたところですが、その後事務局にて再検討を続けた結果、「中身が確認できる透明又は半透明袋」とすることとなりました。</p> <p>なお、「中身が確認できる袋」とは、「10cm離して中に入っているものが確実に判別できる袋」と周知していく予定です。これに合わせ、現在「透明袋」で出すこととなって</p>

	<p>いる「燃えるごみ」・「ペットボトル」・「布類」・「有害ごみ」・「危険ごみ」も「中身が確認できる透明又は半透明袋」で出すように周知していきます。</p> <p>変更するタイミングについては令和7年4月から変更はありません。なお、変更後はこれまでの「指定袋」も在庫が無くなるまで利用可能となります。</p> <p>周知の方法については、広報2月号、町HP、YouTube 動画などの各 SNS や来月行われる予定の自治会連合会長会議など様々な方法で順次おしらせしていきます。なお、指定袋等取扱店にはすでにお知らせ済です。</p> <p>次に、『ペットボトル収集』についてです。前回審議会で「ペットボトル」を「ビン」と同日の収集とすると説明しましたが、その後事務局と収集業者にて再検討を重ねた結果、「ペットボトル」と「古紙・布」を同日収集とすることとなりましたのでご報告します。なお、収集の頻度を月2回に増加することは変更ありません。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>では、参考資料「別添1」ごみ収集カレンダー（案）をご覧ください。</p> <p>こちらは現在校正の段階で、2月中旬に印刷をかけ、2月末に広報3月号とともに全世帯に配布されるものです。</p> <p>昨年度からの変更点につきましてご説明させていただきます。</p> <p>「1ページ」をご覧ください。</p> <p>例年右側半分は松伏町の地図を配置し、AからEの各コースを色付きで表示していました</p>
--	--

		<p>が、リサイクルセンター周辺の案内図のみとし、空きスペースを確保しました。</p> <p>この空いたスペースを活用し、左側下段にリチウムイオン電池が使用されている製品の廃棄方法、右側中段に「ジモティー」の案内を掲載いたしました。「ジモティー」については、後ほど、議題（２） その他 で説明いたします。</p> <p>リチウムイオン電池が使用されている製品の廃棄方法を掲載した理由については、昨今、家庭から出る充電式電池が適切に分別されず、ごみ処理過程において火災発生の原因となっているためです。</p> <p>次に、「２ページ」です。</p> <p>「ペットボトル」と「古紙・布」を同日収集にしたため、これらをまとめて「資源ごみ」と呼ぶこととし、色を緑色としました。「３ページ」以降のカレンダーには緑色で「資源」と表記いたします。</p> <p>最後に、「４ページ」です。</p> <p>「ビン」・「カン」の袋の写真を「指定袋」から「透明・半透明袋」に変更いたします。</p> <p>以上について、案のとおりとして良いかご協議いただければと思います。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご質問等ございますか。</p> <p>ペットボトルは可燃ごみ用の集積所と、不燃ごみ用の集積所、どちらでの収集になりますか。</p>
	<p>大塚会長</p> <p>今井委員</p>	

	<p>事務局</p> <p>今井委員</p> <p>事務局</p>	<p>ペットボトルについては、可燃ごみ用の集積所で収集します。</p> <p>自治会のごみ当番の話ですが、私のところでは、燃えるごみなど可燃ごみ用の集積所の当番は月に1回くらいですが、「ビン」・「カン」などの不燃ごみ用の集積所の当番は年に2回くらいなので、ペットボトルが不燃ごみ用の集積所になると、この当番が増えてしまうのかなと思い質問いたしました。</p> <p>あと、燃えるごみの袋についてですが、私の地域は農村地帯なもので、肥料袋や米の袋で出している人が多い。旧庄和町では、指定の袋以外は一切持って行かなかった。徹底する意味で、指定袋以外で出した場合は収集しないとした方が皆さんの意識を改善できてよいと思う。</p> <p>皆様にご審議いただいているとおり、4月以降、「ビン」・「カン」の袋について「中身が確認できる透明又は半透明袋」にするのに合わせて「燃えるごみ」も、半透明ではない肥料の袋はルール違反です、とする考えもありますが、特に可燃物においてはプライバシー等の観点から、袋の中に中身が見えない袋が入っていることがあります。現状は、収集業者さんのご理解を得た中で、そのような袋は違反とはせずに収集しているところです。</p> <p>それによって大きな不具合があるかというところ、現状は無いところですので、厳密にはルール違反になるところですが、強く否定するものではないと考えます。</p> <p>肥料袋や米の袋をリサイクルしていると捉えることもできるので、収集業者さんには引き続き柔軟な対応でお願いしたいと考えています。</p>
--	-----------------------------------	--

		<p>「ビン」・「カン」については収集運搬の作業に危険を伴うので「中身が見える袋」というルールはSNSでの周知や自治会などへの説明を通して徹底したいと考えています。</p>
	中山副会長	<p>赤岩、築比地はそのような袋が多いと思います。基本的に重たい袋が多いです。</p> <p>ルールからすると逸れているところはありませんけれども、特に収集に不具合はございません。</p>
	大塚会長	<p>スーパーの袋でもいいのでしょうか。</p>
	事務局	<p>中身が見えれば大丈夫です。</p>
	横内委員	<p>細かくて恐縮ですが、1ページ目下の、リチウム電池の注意の書き方について、電池をぬらさない・無理に外さないの方が、意味が通りやすいのかなと思います。</p>
	事務局	<p>委員のご指摘のとおり修正をいたします。</p>
	河田委員	<p>的外れかもしれませんが、10cm離して中身が確認できる透明半透明袋の、10cmの根拠は何なのでしょう。</p>
	事務局	<p>コンビニ・スーパー袋も色々な規格があり、住民の皆さんの考える透明又は半透明袋の基準も様々であることから、一つの物差しとして、他の自治体の表記を参考にさせていただきながら、10cm、といたしました。</p>
	河田委員	<p>1ページ目から地図が無くなりましたが、地図を外したことで影響はないのか、引越してきた人は大丈夫かどうか、そのあたり議</p>

	事務局	<p>論はありましたか。</p> <p>ごみカレンダーは、全世帯に配布するもので、お住いのコースの物が配られるという前提です。引っ越してきた人にも、住民ほけん課でご自身のコースのカレンダーが渡されます。</p> <p>また、先ほどご説明しそびれてしまったのですが、ごみカレンダーの右上、コース図という QR コードを読み取ることで町のホームページにアクセスができ、そこには従来の町の全地図とともに A～E のコースの確認ができるページの作成を検討しています。</p>
	河田委員	<p>4 ページの有害危険ごみの品目ごとに分けるとはどういったことを言っているのでしょうか。</p>
	事務局	<p>例えば有害ごみなら、電池は電池の袋、電球は電球の袋、というように、同じ有害ごみでもその種類ごとに袋は分けていただきたいということです。</p>
	河田委員	<p>書き方がわかりづらいという印象があります。袋を分けてほしいというのがわかるような書き方を検討してほしいと思います。</p> <p>もう一つ、カレンダーの変更点ですが、変更点ということなら、前はこうだったけど今はこうなりました、という書き方のほうがわかりやすいと思います。</p> <p>字だけでは読まないかもしれない。</p>
	小島委員	<p>重要なところだけ赤字とかにするとか。</p> <p>有害、危険ごみは品目ごとに袋に分けて、それがまとめて燃えないごみの袋に入っていることがあります。</p>

		<p>何かわかりやすい周知の方法があればと思います。周知が進めば、収集・分別作業をするにあたって助かるなと思います。</p> <p>事務局  いただいたご意見を参考に修正して対応していきたいと思います。</p> <p>大塚会長  他に何かございますか。</p> <p>佐藤委員  ペットボトルが2回になったということはありがたいことです。店舗の拠点回収の箱は夏場はととてもすごい状況になります。中にいろんなものが入り、それを出すことも至難の業で、収集業者さんのご苦労もわかります。</p> <p>分別をお客様に周知していくことは難しいことだと思います。先ほどの有害ごみの品目ごとに分けるというのは、このままでは絶対に伝わらずに、間違いなく1つの袋に入ってしまうと思います。</p> <p>石川委員  事業者のごみについてですが、家庭ごみで出してしまう事業者もいると思うのですが、そのあたりの取り締まりはどのように対応しているのでしょうか。</p> <p>事務局  多くの事業者さんについては、収集業者さんと個々に契約していただいているところですが、中には、小規模な事業者さんや、事業系ごみという認識があまりない事業者さんなどは、一般の家庭ごみに混ぜて出してしまうところもあります。</p> <p>例えば、割りばしが数百本入っているとか、梱包のプラスチックが何袋も出ているとか、そのような明らかに事業系であると考えられるものに関しては、ルール違反シールを貼ることで周知しています。</p>
--	--	---

		<p>ごみカレンダーでは、3ページで事業活動から出るごみはごみ集積所には出せません、としてお知らせしています。</p> <p>また、現在、収集業者さんのご協力で、収集車両に事業系ごみ啓発の横断幕をつけて収集作業を行っていただいているところです。</p> <p>さらに、商工会を通じて事業系の啓発のご案内もさせていただいております。</p> <p>なお、集積所で明らかにひどいところでは、職員が周辺の事業所に確認しに行ったりすることもあります。</p> <p>大通りから一本離れたところなどには、近隣の事業所の物ではないごみが置かれることもあります。これらは、不法投棄という位置づけで、警察に通報するなどして対応しています。</p> <p>なかなかイタチごっこではありますが、事業者の責務になっているので引き続き訴えかけていきます。</p>
	大塚会長	他に何かありますか。
	鈴木委員	ペットボトルの拠点回収について、これは継続ですか。
	事務局	継続になります。
	大塚会長	ペットボトルが4月から新しく「資源」となることで、ペットボトル無くなっちゃったのかしら、と思う方もいると思います。
	小島委員	カレンダー部分の資源のところにペットと書いておくとわかりやすいと思います。
	事務局	検討させていただきます。

	前田委員	<p>スペースの都合でなかなか難しいと思うのですが、有害ごみや一時多量ごみ、軽トラックの貸出のお知らせなどが、いろんなページの空いたスペースに分散されて記載されています。思い切って8ページの粗大ごみ手数料の表を諦めてお知らせをまとめるなど、どうでしょうか。</p>
	小島委員	<p>カレンダーに書いてある品目の名前と、お客さんがイメージする名前が一致しないこともあり、表はあまり活用されていないかもしれないです。</p> <p>この前も電子ピアノ（1500円）と聞いて、現場に行ったところ、二人でも持てないオルガン（3000円）でした。結局は電話でお客さんの言うことを信じるしかない。</p>
	事務局	<p>カレンダー8ページの表については、こちらは町の手数料条例に載っている全てを記載しているわけではなく、住民の方が迷うものや、役場に問い合わせが多いものを記載しているところです。今後は、問い合わせが減ってくれば掲載を減らすことも考えていきます。</p> <p>また、現在、役所の公共業務についてDX化を進めているところです。スマートフォンで手数料などを検索できるようなシステムを導入している自治体もございます。ごみの写真を撮ってAIが出し方を案内するようなものもあると聞いています。住民の方が判断に迷うようなところを、システムを導入することで解決していければと考えています。</p>
	大塚会長	<p>1つ提案ですが、AIなどはいいと思います。ただ、我々高齢者はなかなかついていけない、スマートフォンを持っていない方もい</p>

	<p>小島委員</p> <p>石川委員</p> <p>大塚会長</p> <p>事務局</p> <p>大塚会長</p>	<p>るかもしれない。</p> <p>粗大ごみのこのページだけでも大きな紙で窓口を用意しておくなど、対応していただければと思います。</p> <p>粗大ごみの電話予約の際は、品物をすべて聞いて、そのサイズなどを1つ1つ聞き取ってから、折り返しの電話で合計いくらです、というやり方なので、粗大ごみの表を作るのはあんまり意味が無いかもしれないです。</p> <p>表を作るより、リサイクルセンターへ電話することをもっとアピールしたらいいと思います。</p> <p>広告のスペースを無くすわけにはいかないのでしょうか。</p> <p>広告料をいただいて、作製費に充てているところで、広告掲載のニーズもあります。</p> <p>見やすいカレンダーのレイアウトについて引き続き検討していただければと思います。</p>
<p>5 議事 (2) その他</p>	<p>大塚会長</p> <p>事務局</p>	<p>議事(2)その他について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>株式会社ジモティーとの連携協定についてご説明いたします。</p> <p>別添資料3をご覧ください。</p> <p>令和6年度第1回審議会で、草加市がインターネット上の掲示板で、粗大ごみを譲りたい人と、必要としている人がやり取りを行い、条件が整えば、ゴミとして排出される可能性があるものが、リユース品として再利用される仕組みを株式会社ジモティーと連携し</p>

	<p>て構築したことをご紹介しました。</p> <p>松伏町も令和6年11月28日に、株式会社ジモティーと連携協定を締結したことを報告いたします。</p> <p>詳細については、町のホームページに掲載しております。</p> <p>次に、川口市朝日環境センターの火災について報告いたします。</p> <p>皆さまもご存じかと思われませんが、令和7年1月3日に、川口市の朝日環境センターで火災が発生しました。</p> <p>この火災により、施設に甚大な損傷が生じたことから、朝日環境センターでのごみの受け入れや、焼却ができなくなりました。</p> <p>発火原因は不明ですが、可能性として考えられるのは、リチウムイオン電池の発火、または、自然発火するオイルが付着したボロ布が発火原因と思われる、とのことでした。</p> <p>東埼玉資源環境組合は、第一工場ごみ処理施設に川口市の家庭系ごみの一部の搬入を受入れております。</p> <p>期間については、1月9日（木）から受入れ上限量を1日当たり20トン受け入れております。これは収集運搬車、約10台分に相当します。受入れ上限量が少ない理由は、第二工場ごみ処理施設の定期点検整備中のため、とのことでした。</p> <p>定期点検整備後の3月10日以降からは、受入れ上限量を1日当たり150トン予定している、と伺っております。</p> <p>受入れ期間の終了日については未定とのことでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
--	--

	大塚会長	ジモティーの件はもう実施しているということによろしいでしょうか。周知の方法についてはどのようなお考えでしょうか。
	事務局	<p>すでに実施しています。ただし、これは個人間の取引になりますので、町が間に入ったりはしないものです。</p> <p>広報とホームページで周知していて、ごみカレンダーにも掲載予定です。</p>
6 連絡事項	大塚会長	事務局から連絡事項はありますか。
	事務局	<p>次回の会議日程についてですが、近日中に皆様にメールでご案内いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
7 閉会	事務局	会議の閉会を宣言